

## 公の施設【基本情報】

施設名	新潟市味方地区公民館
所管部・課	教育委員会中央公民館
所在地	新潟市南区西白根2676番地
根拠法令	社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	敷地面積: 7,652㎡ 建物面積: 859.02㎡ 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 1階: 講堂(133.12㎡) 事務室(42.64㎡) 休養室(37.55㎡) 2階: 第1会議室(49.68㎡) 第2会議室(和室68.85㎡) 第3会議室(81.12㎡) 調理実習室(74.88㎡)

施設の設定目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置します。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p><b>【基本方針】</b></p> <p>1 「学びを通じた地域の絆づくりとコミュニティの活性化」 市民と地域が、学びを通じてつながりを深め、地域課題や社会的課題に取り組む人材を育成し、地域に絆をつくり、コミュニティの形成と活性化に努めます。</p> <p>2 「学・社・民の融合による地域教育力の向上」 学校、家庭、地域そして公民館等の社会教育施設が連携・協力しながら、地域社会全体の教育力の向上に努めます。</p> <p>3 「市民一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実」 子育てや家庭教育の支援、青少年の健全育成、高齢者の学習機会の充実など、各世代の学びの場の提供と支援に努めます。</p> <p><b>【基本施策】</b></p> <p>1 地域コミュニティ活動の活性化を支援 2 学・社・民の融合による人づくり、地域づくりを推進 3 家庭における教育力向上の支援 4 青少年の生きる力を育む機会の充実 5 高齢者の学習や社会参加の促進 6 現代的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供</p>